

# 鳥取県測量等業務検査要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、県土整備部（総合事務所県土整備局を含む。）が委託契約した測量等業務の検査（以下単に「検査」という。）の実施について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）で規定されたもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 測量等業務 建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務をいう。
- (2) 契約権者 会計規則第110条に規定する職員で、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の規定に基づき契約締結の権限を与えられた者をいう。
- (3) 検査職員 会計規則第117条第1項の規定に基づき、測量等業務の委託契約の履行後、契約権者から必要な検査を命ぜられた職員をいう。
- (4) 調査職員 委託契約の履行につき、契約権者から測量等業務の履行の監督業務を命ぜられた職員で、総括調査員、主任調査員又は調査員をいう。
- (5) 受注者 県と測量等業務の委託契約を締結した者をいう。

## (検査の種類)

**第3条** 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 測量等業務の委託契約書（以下単に「委託契約書」という。）の規定に基づき測量等業務の完了を確認するために行う検査をいう。
- (2) 部分完了検査 委託契約書の規定に基づき測量等業務の完了に先立って成果物の一部の引渡しを受けるために行う当該成果物の一部の完了を確認するために行う検査をいう。
- (3) 既履行部分検査 測量等業務の委託契約の解除に伴い、委託契約書の規定に基づき、既に委託業務を完了した部分の引渡しを受けるに当たり、当該引渡し部分の完了を確認するために行う検査をいう。

## (検査の時期)

**第4条** 検査は、委託契約書の規定に基づき、受注者から測量等業務完了通知書（様式第1号）、引渡部分完了通知書（様式第2号）又は修補完了通知書（様式第3号）の通知を受けた日から10日以内（10日目が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日であるときは、県の休日の翌日。）に行わなければならない。

### **（検査職員の任命）**

- 第5条** 契約権者は、測量等業務の完了後、直ちに調査職員の所属する課以外の課から課長補佐及びこれに相当する職以上の職員を検査職員に任命するものとする。ただし、これによりがたい場合には、検査を適正に執行できると認められる職員（係長の職及びこれに相当する職以上の者に限る。）を検査職員に任命することができる。
- 2 前項の場合において、契約権者は、必要があると認める場合には2名以上の検査職員を任命することができる。

### **（検査の通知）**

- 第6条** 検査職員は、検査を行おうとするときは、当該検査の日時その他検査の実施に関し必要な事項を、あらかじめ調査職員を通じて受注者に通知するものとする。

### **（検査の立会）**

- 第7条** 検査職員は、委託契約書の規定により受注者が置いた当該測量等業務の管理技術者及び調査職員の立会いの上、検査を行わなければならない。

### **（検査の実施）**

- 第8条** 検査職員は、測量等業務の成果物が委託契約書及び設計図書に適合しているか否かを検査するものとする。
- 2 検査職員は、前項の検査の結果、測量等業務の成果物が委託契約書及び設計図書に適合すると認められる場合は合格とし、鳥取県県土整備部測量等業務成績評定要綱（平成15年3月26日付管第2839号県土整備部長通知）第2条に規定する測量等業務について、同要綱の規定に基づき成績評定を行うものとする。
- 3 検査職員は、第1項の検査の結果、測量等業務の成果物が委託契約書及び設計図書に適合しないため修補が必要であると認められる場合は不合格とし、修補すべき事項を測量等業務完了検査復命書（様式第4号）に記載するものとする。

### **（検査の復命）**

- 第9条** 検査職員は、前条又は第12条の規定に基づき検査を行ったときは、直ちに測量等業務完了検査復命書を作成し、その内容を契約権者に復命しなければならない。

### **（検査結果の通知）**

- 第10条** 契約権者は、検査の結果を様式第5号により受注者に通知しなければならない。

### **（修補の指示）**

- 第11条** 契約権者は、第8条の規定に基づく検査を行った結果、不合格となった測量等業務については、調査職員に修補指示書（様式第6号）を作成させなければならない。

2 前項の場合において、修補指示書は、前条の規定に基づく検査結果の通知と併せて行うものとする。

#### **(再検査)**

**第12条** 検査職員は、受注者から修補完了通知書により修補が完了した旨の通知を受けた場合は、再度検査を行わなければならない。この場合においては、第6条から前条までの規定を準用する。

#### **(検査調書の作成)**

**第13条** 検査職員は、検査を完了したときは、会計規則第117条第2項前段の規定により、直ちにその検査結果に基づき測量等業務検査調書（様式第7号）を作成しなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日以後から適用する。

附 則

この改正は、平成20年8月1日以後から適用する。

附 則

この改正は、平成24年9月1日以後から適用する。

附 則

この改正は、平成26年2月1日以後から適用する。